

「地下鉄七隈線（天神南～博多）沿線まちづくりガイドライン検討委員会」設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「地下鉄七隈線（天神南～博多）沿線まちづくりガイドライン検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討委員会は、地下鉄七隈線延伸区間（天神南～博多）の沿線の良好なまちづくりを推進する観点から、目指すべきまちづくりの方向性を官民共働で検討し、その指針として延伸区間（天神南～博多）の沿線まちづくりガイドラインを新たに策定することを目的とする。

(構成)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる職にある者（ただし有識者及び自治協議会は除く。）をもって構成する。

2 委員の任期は、第1回検討委員会の開催日から検討委員会が解散するまでとする。

(会長)

第4条 検討委員会の円滑な運営を図るため、委員の互選により委員長1名を置く。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(運営)

第5条 検討委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が会議の進行にあたる。

2 検討委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務を円滑に処理するため、福岡市住宅都市局都市づくり推進部都心再生課に事務局を置く。

2 事務局を統括するため事務局長を置き、福岡市住宅都市局都市づくり推進部都心再生課長の職にある者をもって充てる。

3 事務局長は、検討委員会に出席し、発言することができる。

附 則

この要綱は、第1回検討委員会の開催日から施行する。